

## 別 紙

### ひかり移住コンシェルジュ委託業務仕様書

#### 1 業務名

ひかり移住コンシェルジュ委託業務

#### 2 事業概要

本市への移住希望者に対し、「生活環境の案内」や「空き家等の住居情報の提供」、「地域コミュニティとの関係構築」等の支援を行い、本市への移住・定住を促進することを目的とする。

#### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 4 業務内容

受託者は以下の業務について企画提案すること。ただし、それぞれの条件を満たすことを必須とする。

##### (1) 移住相談・案内（随時）

電話やリモート、対面など移住検討者のニーズに応じた相談対応、案内業務、市への橋渡しを行うこと。

ア 移住相談の受付窓口となるホームページを整備・運用すること

イ 公益社団法人 ふるさと回帰・移住交流推進機構が運営する「ふるさと回帰支援センター・東京」内「やまぐち暮らし・しごと東京支援センター」と連携して移住相談等に対応すること

ウ 移住相談に対応する専任スタッフを配置し、可能な限り同一のスタッフが継続して相談者に対応できる体制を整えること

##### (2) 暮らし体験コンテンツ造成

本市での暮らしを体験できるコンテンツを造成すること（イメージ：市内施設への宿泊と市職員の訪問やコンシェルジュとの懇談をセットにしたコンテンツ。展開手法として、ふるさと納税返礼品登録など）

##### (3) 空き家等の住居情報の提供（空き家情報バンク運営の事務補助）

空き家等の住居情報を収集し、移住検討者に提供するとともに、市の「空き家情報バンク制度」運営の事務補助を行うこと

ア 市が空き家情報バンク制度への物件登録を受け付けた後、市からの要請により、現地

調査や写真撮影、間取り図面の作成を行い、市へ提供すること

イ 空き家情報バンク制度に登録された物件について、空き家の所有者と利用希望者とのマッチングをすること

※本業務における空き家のマッチングは、情報提供および連絡調整に限るものとする。

(4) 移住者と地域コミュニティの関係づくり

移住検討者・移住者の希望に応じて、地域コミュニティとの関係づくりを促し、地域に溶け込み安心して定住できるように支援すること

ア コミュニティや自治会等の団体の紹介又は取次ぎを行うこと

イ コミュニティや自治会等の団体や、市が案内して参加する移住者を対象として、人間関係の構築や地域の習わしの理解、移住後の孤立や悩みの解消を目的とした交流イベントを開催（年1回以上）すること

5 提出書類

(1) 相談対応実績等に関する報告書を月ごとにまとめて、翌月の10日までに提出すること。

(2) 年度末及び事業完了時に、実績報告書を提出すること。（業務項目ごとに、実施内容及び効果や評価等が分かるようにまとめること）

6 成果指標及び支払方法

(1) 成果指標

・本業務を通じて支援を行った移住者数をもとに、本業務の成果指標として設定するものとする。

・成果指標の達成状況については、相談対応実績等に関する報告書に基づき、移住者数をカウントするものとする。

(2) 支払基準及び支払金額

① 委託料総額 上限 1,000,000 円（税込）

内訳

基本額	成果報酬額	計
900,000 円	100,000 円	1,000,000 円

② 成果指標及び成果報酬額

成果指標	成果報酬額	上限額
受託者の支援を通じて本市へ移住した世帯数	1世帯あたり 25,000 円	100,000 円

- ※ 「移住した世帯」とは、受託者による相談対応、現地案内その他支援を受けた者であって、本市へ住民登録を行い、継続的に居住する意思を有すると市が認めた世帯をいう。
- ※ 成果報酬額は、実績報告書等により市が確認した世帯数に応じて支払うものとする。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、本業務の開始から完了までの間、業務経過内容全般を把握している担当者を置き、必要に応じた連絡調整を行うこと。
- (2) 本仕様書以外でも創意を凝らした提案があれば積極的に提案すること。
- (3) 受託者は、関係法令や条例等を遵守すること。
- (4) 再委託する場合は、あらかじめ本市に申し出を行い、承諾を得なければならない。
- (5) 本業務の履行に際し使用する画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 受託者は、本業務の履行に際し他人に損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その責任において速やかに弁償及び信頼の回復に努めるものとする。
- (7) この仕様書に記載されていない事項については、双方誠意を持って協議し、決定するものとする。
- (8) 本業務により知り得た情報等については、本市の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。